

入院時食事療養費について

入院時食事療養費（I）を算定すべき食事療法の基準に係る届出を近畿厚生局長に行っております。当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の下に、適時適温で提供しております。

朝食 7時 30分～

昼食 11時 45分～

夕食 18時 00分～

入院時食事療養費の負担額は以下の通りとなっております。

事故負担額 510 円（食材費+調理費）

保険給付 1 8 0 円

院 長